

第二十七条の四の次に次の一条を加える。
第二十七条の四の二 特許法第四十一条第一号の経済産業省令で定める期間は、先の出願の日から一年二月とする。

2 特許法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める期間は、パリ条約第四条C(1)に規定する優先期間の経過後二月とする。

3 特許法第四十一条第四項及び第四十三条第一項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の三第三項の二第二項(同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める期間は、次に掲げる場合に依り、当該各号に定める期間とする。

一 特許出願(特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願を除く。)について、同法第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四十三条の三第三項の二第二項若しくは第二項の規定による優先権の主張をする場合(第三号に規定する場合を除く。)
優先日(優先権主張書面を提出することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。)から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日まで(出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。)

二 特許法第四十四条第一項、第四十六条第一項若しくは第二項又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願について、同法第四十一条第一項又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の三第三項の二第二項若しくは第二項の規定による優先権の主張をする場合(第三号に規定する場合を除く。)
優先日(優先権主張書面を提出することにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日。次号において同じ。)から一年四月の期間が満了する日又はこれらの規定による優先権の主張を伴う特許出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日まで(出願審査の請求又は出願公開の請求があつた後の期間を除く。)

三 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張(同項第一号に規定する正当な理由があるときに限るものに限る。)をする場合、当該優先権の主張の基礎とした先の出願の日から一年二月

四 特許法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張をする場合、当該優先権の主張の基礎とした出願の日から一年二月
特許出願(国際特許出願又は特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願を除く。)について特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張(同項第一号に規定する正当な理由があるときに限るものに限る。)をした者は、前項第三号に規定する期間内に、様式第三十六の三により作成した回復理由書を提出しなければならない。

5 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第四十一条第一号に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 第四項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

7 第四項から前項までの規定は、特許出願(国際特許出願又は特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願を除く。)について特許法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張をした場合に準用する。この場合において、第四項中「第三号」とあるのは「第四号」と、第五項中「第四十一条第一項第一号」とあるのは「第四十三條の二第二項」と読み替えるものとする。

第二十八条の四に次の一項を加える。
2 特許法第四十二条の二第三項までの経済産業省令で定める期間は、一年四月とする。
第三十一条の二に次の三項を加える。

6 特許法第四十八条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により出願審査の請求をする場合には、同項に規定する期間内に様式第三十一の九により作成した回復理由書を提出しなければならない。

7 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第四十八条の三第五項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

8 第六項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

第三十八條の六の三に次のただし書を加える。
ただし、国際特許出願について同法第三十条第二項の規定の適用を受けようとする者がその責めに帰することができない理由により当該期間内に同条第三項に規定する証明書を提出することができないときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)を経過する日までの期間(当該期間が七月を超えるときは、七月)とする。

第三十八條の六の四の次に次の一条を加える。
(特許出願等に基づく優先権主張の取下げ)

第三十八條の六の五 特許法第八十四条の十五第四項において読み替えて適用する同法第四十二条第一項の経済産業省令で定める期間は、一年四月とする。

第三十八條の十四の見出し中「提出」の下に「等」を加え、同条第一項中「優先権書類」の下に「(以下この項において「優先権書類」という。)を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、その国際特許出願の出願人又はその申出をする者がその責めに帰することができない理由により当該期間内に優先権書類を提出することができないときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内に当該優先権書類を特許庁長官に提出することができる。

第三十八條の十四に次の四項を加える。

3 国際特許出願又は特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願について同法第四十一条第一項の規定による優先権の主張(同項第一号に規定する正当な理由があるときに限るものに限る。)をした者(規則の(a)の規定に基づく優先権の回復を請求する者に限る。)は、国内書面提出期間(特許法第八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間)が満了する時の属する日後一月以内に様式第三十六の三により作成した回復理由書を提出しなければならない。

4 前項の回復理由書を提出する場合には、特許法第四十一条第一号に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 第三項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容(当該回復理由書に係る事件の表示を除く。)が同一の場合に限り、一の書面であることができる。

6 第三項から前項までの規定は、国際特許出願又は特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願について同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張をした者(規則の(a)の規定に基づく優先権の回復を請求する者に限る。)について準用する。

3. 2
49
3. 2
49